

平成 27 年度第 3 回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成 27 年 10 月 27 日（火） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 50 分
場所 町民センター 2B クラブ室
出席者 井上良光会長、添田米美副会長、桑原英俊委員、黒木勇委員、海野淳委員、
松尾武保委員、村田耕一郎委員、市来裕子委員、土谷美智代委員
欠席者 菊田稔委員、越地祐佳委員、
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班長、業務班主事、業務班主事補
傍聴者 なし

1 開会

おはようございます。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、平成27年度第3回二宮町下水道運営審議会を始めさせていただきます。

司会を務めさせていただきます下水道課長の戸丸と申します。よろしくお願ひいたします。

司 会 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、菊田委員と越地委員の2名よりご欠席の連絡をいただいています。審議会条例第7条第2項の規定により、過半数を超えていますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

<配布資料の確認>

司 会 それでは始めに、井上会長より一言ご挨拶をお願いします。

2 会長あいさつ

会 長 皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。第3回目の会議ということで、前回に引き続き下水道使用料の改定についてが、主な議題となっております。使用料の改定について議論いただき、忌憚のないご意見・ご質問をお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。次第3の議題に入ります。議事の進行につきましては、審議会条例の規定により会長が議長となりますので、会長よろしくお願ひします。

議 長 座ったままで進めさせていただきます。

議事に入る前に委員の皆様にお諮りいたします。当審議會は公開が原則となっています。本日の会議内容は公開して問題があるものでないと思われませんが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

議 長 異議なしとのことですので、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴希望の方がおられましたら、入室をお願いします。

事務局 傍聴希望者はなしです。

議 長 それでは議題に入ります。議題（１）「二宮町公共下水道使用料の改定について」を議題といたします。事務局より資料の説明を受けた後、ご質問・ご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

3 議題

（１）二宮町公共下水道使用料の改定について

事務局 資料の説明に入る前に、参考資料③の５ページにありますが、前回ご質問いただいた「町民への周知など、改定に伴うソフト面での費用を教えてください」ということについて、宿題とさせていただきましたので、この説明をさせていただきます。

システムといいますと、下水道使用料は神奈川県企業庁の上水道と一緒に徴収させていただいております。この関係で、料金が変わりますとシステムを変更させる費用がかかります。この費用は約37万円です。

周知に関する費用としては、二宮町の場合は町の広報やホームページ、回覧などを使いますので、この部分について費用は発生しません。

この改定のソフト面での費用は約37万円が増額されるものです。前回の宿題に対する回答は以上です。

それでは、資料１から順に説明させていただきます。

<資料１～３について、事務局より説明。>

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。なるべく多くの委員のご意見等を聞きたいと思っておりますので、積極的にお願いします。

委員 二宮町の約80%が60m³とのことでしたが、そうすると資料3の一番右の列を見ればよいということですか。

事務局 二宮町の平均使用量は約37m³です。

事務局 60m³までの方が8割方を占めているということです。

委員 37m³の水道料金4,489円に上の金額を足した金額が請求金額ということになるわけですが、1万円を超えている方が多いみたいなので、実際はもっと使用量が多いのかもしれないですね。

それと、確認ですが、現行の1m³あたり134円というのは、どういった計算で出てきたものですか。

事務局 使用料単価になりますので、年間の使用料の総収入額を年間の有収水量で割ったものです。

委員 ということは、これから審議するにあたって、それぞれが使っているm³に対しては、参考資料①を見た方が早いということですよ。134円は全体の平均であって、現行皆さんが払っているわけではありませんよね。各戸によって金額が違っているわけですから。

事務局 補足させていただきます。参考資料①をご覧ください。この表が実際にこれから具体的に決めていただく数値になります。これは平成24年度のもので新旧となっていますが、各段階別にこういった形で単価が決まっています。これを全部平均したものが134円ということになるのですが、段階毎に単価を決めたいということです。

委員 事務局の説明では平均37m³ということでしたので、今後の審議としては（旧）113円（新）136円の辺りを目安として考えていけばいいということですね。平均37m³ですので、（旧）113円（新）136円この辺のところを皆さんm³あたり2ヶ月で払っているということですか。

事務局 はい。基本料金はかかりますが、その基本料金を超えて1m³あたり払う金額になります。

委員 前回町長より諮問が出されたわけですが、よく内容を読み返してみますと、中

程に「町財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、一般会計からの繰出金については抑制が求められている」とありますが、どこの誰がこの抑制を求めているのですか。

二つ目は、平成28年度の予算方針が示されていると思いますが、特に特別会計の繰出金について、何らかの希望というか編成の過程での問題は出されていますか。特別会計について、国民健康保険と下水道は独立採算制の性格が非常に強いわけですが、特に国保については税金、下水道については使用料ということで、歳入の部分については自主財源があるわけですが、この辺については何か具体的な課題があるのでしょうか。

事務局 まず、一般会計からの繰出金について、どこからの意見かということですが、これは町の財政を司る財政課からです。そこが予算の元締めということになりますので、これから予算編成があるわけですが、28年度予算編成にあたっての一般会計の状況から、特別会計への繰出金は極力抑制した形で予算編成をしてほしいという話がありました。27年度の下水道会計への繰出金が約4億1千万円でした。26年度は約3億8千万円で、4億円台になったのは27年度が初めてです。これからの下水道会計の支出を考えますと、資本費の元利償還金の返済、これが先程の説明にありましたように平成31、32年度がピークになるわけですが、その時5億円を超えることとなります。全体の会計の50%以上を占めてしまうということで、その部分も膨らんでくるということで、その補填をどうするのか、という課題が言われています。それを一概に使用料の増収でということは安易な考えではございますが、受益者負担の観点からも、そこはお考えいただきたいというのが一点です。勿論、担当課としては、下水道の接続なり、別途の削減策を図ってきているところですが、どうしてもこの山を越えるには将来を見越して適正な使用料の見直しをさせていただければ、と考えているところです。

委員 編成方針についてもそういうことでよろしいですか。

事務局 全体的な話として、具体的に下水道特別会計をどうしろという表現はされていませんが、今説明がありましたように、基本的なところで下水道運営を効率よくやっていきなさいという話が出ています。

委員 そうしますと、一般会計の町長から特別会計の町長に抑制が求められていると理解してよろしいわけですね。

事務局 はい。

委員 私たちの実生活の中で町財政が逼迫しているという感覚がなかなか掴みきれません。例えば、ゴミの収集が減らされてしまったとか、学校教育の予算が減らされたなど、逼迫したという状態が見えないものですから、本当に逼迫しているのかどうなのかが実感として伝わってこないのです。その辺のところはどうなのですか。本当に繰出金を出せない状態になりつつあるのかどうか。

事務局 よく人口減少の話为例にするのですが、町の方で少子高齢化に伴った人口ビジョンというものを作っています。これから20数年後になりますと、今の2万8千弱の人口が2万を切るというような推計が出ておりまして、この下水道の事業も使っている方の有収水量が減ってくるという見方をしないといけないと思います。その中で、実際入ってくる使用料も計算に入れなければいけないということで、長期的な観点からも含めて、それは当然下水道だけでなく大元の一般会計の税収も減ってくるということになりますので、これから数十年経つと、組織の職員数にあっても、今の定員は賄いきれない、もっと減らしていかなければならない、そういうこともこれから考えていくということです。

委員が言われた逼迫というようなイメージはなかなか掴みにくいとは思いますが、将来のことを考えての対応をそのように考えています。

委員 仮に値上げをしていくことに対して、本当に財政的に厳しいから「町民の皆さん負担してくださいよ」という訴えかけをしていかなければならないと思うのですね。その部分で、どうしても「繰出金が厳しいよ」ということを出来るだけ外に出せるような形でPRなどをやっていただければと思います。

事務局 28年度の予算編成を丁度行っているところで、この後査定があって、内示をされて28年度を迎えるわけですが、予算折衝をしていく上で4億円の繰出金は既に厳しいと言われてしまっているのですが、町の財政状況をしっかり受け止めて町民の方にお知らせしながらご協力いただけるような方策、PRを図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

委員 先日私が住んでいる団地の総会がありまして、その中で下水道運営審議会の報告をしたのですが、町長から諮問があって、もしかしたら値上げがあるかもしれないと話したところ、皆さん「何で？」と言うのですね。ということは、今委員が話されたようなことが伝わっていないように思うのです。「何で値上げするの？」と。だから今言われたように何らかの形で町としての財政状態をPRすることは大事ではないかと思います。

議長 一般会計からの繰出金が約4億円ということですが、使用料で賄わなければいけないのは約1億円と考えています。それをその4億円の中から出すということですね。すると3億円は使用料で賄わず町自体でやっていくということですね。それは何にあたるのですか。

事務局 今回の差額の部分につきましては、一般公費の負担にあてていますので、職員の人件費であったり、雨水に係る費用は全て公費で賄うということになっていますので、その部分などです。

事務局 第1回の資料をお持ちの方は資料2の6ページをご覧ください。資料4の表も併せてご覧いただくと分かりやすいと思います。

事務局 充当関係になるのですが、左側に収入、分担金、使用料、手数料、国庫支出金、一般財源など下水道特別会計に入ってくるものがあります。この合計が10億3,722万円ということで、約10億円お金が入ってきています。右側の歳出は、同じように一般経費、維持管理経費、整備費、資本費、予備費という形でやはり約10億円で、この10億円同士が下水道特別会計で運営している総額です。その中で、中段にある一般財源（繰入金等）というものがあると思いますが、27年度ですら、歳入として一般会計から4億2,512万円入ってくることになっています。これを見ていただくと、点線で行き先がついています。資本費へ一番多く行って、それから一番上の一般経費、運営経費、整備費、予備費という形で、4本の矢印が出ていると思います。こういった形で、歳出で使っています。

歳入のところに充当率があります。町債償還元金が48.4%、町債償還利子が34.3%ということで、ほとんど借金返しに使われているという形です。しかし、これについては、過去に整備した工事費ですので、当該年度に借りたというよりも、5年前に借りた事業に対する借金返しが始まるという形で27年度この4億余円がかかってくるといった、ある程度固まった数字というのですかね、そういうような流れで、入っています。

それで、歳出の中には下水道の使用料で賄わなければいけない部分があるのですが…質問を再確認させてください。

議長 使用料で賄わなければいけない部分で足りないのが1億円程あるということですが、その1億円を一般会計から借り入れるということではないのですか。足りないのは3億円ということなのですね、27年度は。それを補うため使用料を足すのだけでも、なおかつ一般会計から1億借りてということなのですか。

事務局 質問の内容は、一般会計からの繰入金が先程申し上げましたとおり4億1千万円ある、対して従前の私どもの説明では足りないのはだいたい1年あたり1億円だと申し上げました。その差額の3億円がどこにいつているのかということによってよろしいでしょうか。

議長 はい。

議長 昔聞いたのですが、幹線工事は公費で枝線工事は使用料で賄うという認識では間違いですか。

事務局 従前の認識は分かりませんが、今の認識では異なります。

事務局 幹線云々ではなく、汚水に関するものは使用料で賄うことになります。

事務局 第1回の資料4をご覧ください。冒頭に「下水道使用料対象経費について」とあるかと思いますが、この下水道使用料対象経費は、下水道事業を運営するのにかかる経費のうち、皆さんよりいただいている下水道使用料だけで負担しなければいけない経費のことを示しております。公営企業は、原則独立採算制を強いられておりますので、この負担分をしっかりと賄えているかどうか、これが経費回収率で、経営状態の良し悪しを示す基準の一つとなっています。使用料対象経費がどう定まっていくかということが、先程の3億円の正体が何かという話に繋がってくるのですが、まず我々が下水処理しているものは二つに分かれます。一つが雨水、資料の中段の帯をご覧になれば分かると思いますが、左右に分かれて、長い帯と小さい帯が三段に並んでいると思いますが、その右に雨水と四角で囲まれた部分があると思います。これが所謂雨水（あまみず）の部分です。もう一つが汚水、これはトイレ、お風呂、台所、そういったところから出る生活排水全般のことを指しております、先程の図で言いますと、雨水の左側の長い方の帯です。これらの水を処理するには、当然雨水汚水関係なく経費がかかるのですが、これも大きく二つに分かれます。先程示した図の雨水と汚水のそれぞれの下に“維持管理経費 資本費”というものがあると思います。維持管理経費、これは主に下水道の修繕やマンホールの点検など物の管理にかかる費用や企業庁への委託費ですとか職員の給与手当などといった、制度の維持に係るもので構成されています。資本費は、下水道の建設費を調達するために借入れた起債の返済に係る費用ということになっています。この経費を全て使用料収入で賄うのかということになってくるのですが、そういうことではなく、雨水公費汚水私費の原則というものがああります。資料4で申し上げますと、一番上の◎の部分です。極端な話、雨

水に関しては、使用料収入で賄わなくいいですよ、一般会計繰入金から正当なものとしてもらっていいですよとされているものです。先程申し上げた、“維持管理経費 資本費”の下にある公費、私費と書かれているところをご覧ください。これが雨水公費汚水私費を表しています。この場合の公費は、町の税収から下水道会計に繰り入れる繰入金を指しており、私費が皆さんに審議いただいている下水道使用料のことです。最初に説明した、雨水汚水の区分によって、これがどちらの区分で負担しなければいけないかが決まってきます。まず、図の右側、雨水についてですが、これは“維持管理経費 資本費”の下に全て公費と書いてあるかと思います。これは町の税金で全部もらっていいよとされているもので、これが3億円の正体の一部です。つまり使用料対象経費とは考えられません。次に、図の左側、汚水の方ですが、これは公費と私費が並んでいると思います。これは原則的には、維持管理経費と資本費は私費、つまり使用料で負担すべきとされているのですが、この図の中に点線で囲まれた部分が二ヶ所ありますが、その外側の細かい点線で囲まれた「汚水処理にかかる経費総額」これが所謂原則の部分を表しています。ただし、下水道は公共的に汚水の処理以外にも環境の保全にも寄与しています。汚水にかかる経費の内総務大臣の基準によって税金を使ってもいいですよとされているものを差引いた部分が使用料対象経費になります。ですので、ご質問にありました4億円の内の3億円は、今申し上げました、まず雨水に係る費用、それから汚水処理に係る費用の内総務大臣の基準によって一般会計の負担として止むを得ないだろうと判断されたもの、これらの金額が3億円の正体です。よって、その基準にない、本当はそこだけは使用料で払ってねというところについても現在足りていないので、概ね先程申し上げた1年あたり1億円追加で繰入れざるを得ないというのが現状です。

委員 説明を聞いていてどうしても腑に落ちないことがあるのですが、今みたいに下水道使用料対象経費について説明を聞いていても、例えばこの先お金が足りない、じゃあ使用料を上げましょう、そこで賄いましょうとなったときに、本来ならば整備をして接続を出来る人達が接続をしていないのですよね。その方達は全くおとがめなしの状態できていて、じゃあその整備にかかったお金までも既存の使用者に強いていることになりませんか、今のお話だと。そうするとこれっていいのと、じゃあ私たち最初に下水道使用します、接続してくださいと言っちゃったものが損するのだよねという気持ちが町民の中に増えてきた時に、私たちはどう対処し説明していけばいいのか。ならば現在100%でない接続率が、全員接続させたとしたら、収入はどこまで上がるのですか。現状の費用で整備が終わった地域の人が全員接続した場合、それでもいくら足りないのですか。それが先ではないかと思います。既存の人達に負担を求めるよりは、と私は考えるのですが。

これだけ上がるのであればと、節水器具を見てみたのですが、うちでもこれだけ減らせるなどみると、下水道料金が上がっても結局払う金額は変わらないでいきそうだという試算ができました。それを全員やってしまうと、結局上げてもこれだけ収入が上がるのでしょうかという、だとすれば今接続されていない方に申し訳ないですけどペナルティを科すことも併せて考えていかなければ、それこそ不平等にならないでしょうか。

委員 今の件ですが、使っていない人は使用料を払っていないわけですよね。宅地に最終マスを設置する時には土地の使用面積によって、負担金なり分担金を払っているのですよね。だから、その時点で建設の一部は既に負担しているのです。

「使っていないのになぜ使用料を払うのかな？」ということにはなりませんか。

委員 「使っていないのに使用料を」というのではなくて、接続ができる場所にあるにもかかわらず、接続をしていない方がいらっしゃるので、そうするとその方達が未来永劫接続しなかった場合、逆に既に接続した方は常にその方達の分までも負担をしなければいけないのではないかと。

委員 使用していないので負担はしません。最終マスまでの設置は既に払っていますので一件落着しているわけです。

委員 それで全て賄いきれるのですか。

事務局 接続してある人と接続していない人で差があるのではないかという意見ですけど、基本となるものに受益者負担金というものがあります。その地区の方が「使用できるようになるよ」となれば、接続しようがしまいがそのエリアの方からは全部いただいており、使わせていただいています。接続した人に対しては使った使用量に対して使用料を、接続していない人は使用料を払っていないわけですよね。しかし、使用したから使用料をいただくわけで、使用していなければ使用料はいただきません。ただ、今言われているのは、エリアで100%の人が接続してくれば使用料が上がるのだから、その分も使った人だけが負担する必要はないということです。

委員 はい。汚水の処理費用だけをこちらで負担するのであれば全く問題ないのですが、資本費の部分があるので、この資本費の増大がはたしてその受益者負担分で面積あたりに払った分で全部賄いきれるのかどうか。その償還分にしてもそれで賄えてしまえるのですよ、既に皆さんがマスを入れた段階でいただいたお金で十

分そこに充当できるのだというのであれば、使用料を上げる時にこの資本費を持ち出す必要はなくなるわけですね。今資本費の部分がこれだけ上がるからこれだけ足りなくなるのですよと話していくということは、既にいただいたお金では賄い切れていないと理解しているのですが、間違っていますでしょうか。

となれば「使っていないので使用料を払わなくていいじゃない、全然不公平じゃないじゃない」ということはちょっと違う気がするのですが。

事務局 使用料は、汚水を処理するには当然費用がかかってくるものですので、使った方から払っていただくという形です。ただ、基本的に下水道を整備した地区の方については、当然使用料を見込んであるのがベストだと思うのですが、100%と見込んでいないところがあります。

委員 単純に、今接続率が70数%だと思いますが、接続していない人達が接続しても、かなりの金額が足りなくなるのですか。

事務局 具体的な金額はありませんが、今言われるように100%接続していただいて使用料が入れば、処理料の方とのバランスもあります。

委員 その人たちが入ればこんなに上げなくて済むのか、その人たちが入ったとしてもやっぱり足りないからなのか、その説明によっては町民の側も納得しやすいのかと。

事務局 すみません。今具体的なものがないので、次回までの宿題とさせていただきます。ただ、下水道整備というのは昨年やったものがすぐ翌年反映するというものではありません。31年度にピークがくるというのは、5年前の事業費に対して償還が始まって、その時の規模によってでっこみひっこみがあるのです。その時の整備事業が少なければ、5年後もそこまで上がらないのですが、それが二宮町の場合は平成3年度から事業が始まって、11年度から供用開始ということなので、その過去の分の返済もずっと累積されてきているのです。まだ償還しきっているものもないですし、30年償還ですので、二宮町の場合はまだ20数年ですから、まだ全額返済していないわけです。そういうのが累積してしまっていますので、具体的に今100%接続するといくらになって、それが賄えるのかということとちょっとややこしい計算をすることになります。

委員 分かるのですが、私たちは、ここで色々な資料を見て、そうだよと納得するけど、一般の方は、それは分からないわけですね。で、今までの傾向だと二宮

町民はおとなしくて、上が決めたことは割とすつといくのですが、ロコミとかネットで住みやすい町ランキングとかよく出てきますよね。そこまで考える必要があるか分からないのですが、そういうところで二宮町って住みにくいよと出ると将来の人口減に拍車がかかってしまう。そうすると、もっとこれが成り立たなくなっていくという、せっかく平成42年まで考えたのであれば、そこまでビジョンを持って話を進めて行くのだとすれば、一般の方に分かりやすい、不公平感のない説明で上げるのであれば、上げた方がすっきりするのではないかなど。今のままでは私もちょっと「何で上げるの？」というふうと思う、ということは多分普通の方も「この不景気にあげるのですか？」となると思うのですが。

委員 今の話は的を得た話でして、受益者負担金でどの程度整備が出来て、今の70数%の接続率ではなく100%接続されることを見込んでやったものなのか、それから今のお話のように、残りの30%近い方が接続したから町の方に収入が入ってくるのか、それは処理費用でだいたいとんとんなのかという基本的なところが大事ですね。そのところがはっきりしていないと、「何で値上げするの？」というところが、上げればいいのではないかと簡単な話にはならないのではないのでしょうか。単純に言えば町の平均使用量が37m³だから、37m³と未加入の方の数を掛け合わせて、それに伴って増える汚水処理費との比較で一定のものが出ませんかでしょうか。

事務局 細かい色々なものは別として、今言われるような対数的なものは、目安というイメージを掴む程度のものであれば出ます。

事務局 今簡単ではありますが、水洗化率が73.4%と出ておりますので、それに基づいて計算をしてみたのですが、26年度実績で有収水量が175万m³あるので、これが100%になったと仮定し、現行使用料でいくら貰えたのかと出してみたところ約3億1,900万円です。お手元の資料2の下の表の対象経費のH26の一番下の対象経費合計を見ていただくと、約3億3,000万円となっています。3億3,000万円に対して3億1,900万円ですので、約1,000万円強、それでも足りていないというのが現状の試算です。

ここから使用料対象経費のピークと書いてある網掛けの平成32年度を見ていただくと、ここで対象経費合計が約4億2,000万円、この時に仮に100%として使用料収入を計算してみたところ、約3億4,000万円、ピークの時点で8,000万円不足してしまうというのが現状見えています。

あくまで今の時点で見えている数字で計算したのでぶれる可能性もありますが、今の手元の資料で計算した限り仮に100%接続をこのまま継続していったとし

ても、1億円まではいかないまでも約8,000万円はここで足が出てしまうのではないかなというのが予測です。

委員 今の3億4,000万円を使用料に換算してみると、A～C案のどの使用料の金額よりも高くなりませんか。平成32年度に100%とした場合、収入が3億4,000万円になりますという説明でよろしいですか。

事務局 現行使用料のまま100%接続したと仮定した場合はそのようになります。

委員 今のような状態で考えてC案の161円にしても3億1,000万円にしかならないことを考えると、逆に値上げするよりも現行の人に入ってもら方がいいという風な説明になってしまいませんか。

事務局 それはそのとおりなのですが、実際に我々も接続勧奨を進めておきまして、その実績からいって正直なかなか厳しいというのが現状です。

委員 厳しいのは分かるのですが、これを町民の方に、こんな状態だけど、言っても入らないからあなた方払ってねと、ざっくばらんに言うとそういくことになってしまいませんか。そうなった時に「え？何で？」という疑問が生じる可能性があるかなと思います。

事務局 接続勧奨については、私どもも逆に委員さんに何か良いアイデアがないか聞きたい部分もあるのですが、いかがでしょうか。

委員 町民会議なんかもあるんですけど、やっぱり接続されていないご家庭も多いのですよ。本管からかなり遠い、それからやっぱりもう高齢の方で年金生活の方は今更ということもありますね。そういうところは、正直な話頭から拒否されていますね。ですからもしかして今の70数%から伸びるのはなかなか難しいかもしれません。我々のように団地の中は全員接続なのですが、浄化槽があってこれを切っちゃうから皆さん接続してくださいと、これははっきりしているのですが、各個人のご家庭の場合はなかなか難しい。身内が大磯に居るのですが、大磯でも難しいそうです。やはり接続していないのですね。分かってはいるのですが、お金も60万円程かかる。年金生活でこれ以上何もわざわざ今更接続する必要もないので、自分のところで処理して外には公害としてでないようにはしているという話をされますとね、なかなか難しいという点があるかもしれませんね。

事務局 今ありましたように、やはり経済的問題の中の接続工事費が高いというのが理由の中で一番大きくて、平均で40万円程です。

委員 平均で40万円程ですが、私有地の広い方ですと色々回ったりすると結構かかったりします。

事務局 私どもといたしましても、もちろん水洗化の奨励金ですとか或いは工事費を無利子で融資しますよといったあっせんの案内をしています。

委員 いずれにしろ払わないといけません。

事務局 はい。結局はそこですね。

事務局 ですから今委員さんからありました100%は理想なのですが、現実難しいところがあるのも含めながら、やはり現状を維持していくとか下水道運営をしていく段階ではある程度そのあたりを理解いただきながらやっていくしかないのかなと考えています。

委員 過去何回か改定されてきましたよね。その理由と今回の理由は同じですか。同じ起因に基づくものですか。

事務局 2回変えておりまして、最初の時はスタートをだいぶ低く抑えていましたので、行き詰まってしまいますので、8%上げさせていただいています。平成24年度、前回ですけれども、20.4%この時はぐっとあげさせていただいた。この時は、今まで低かったために、やはり下水道運営の今後のことを考えていきますと、行き詰ってしまうということがありますので、24年度の時には幅広く20.4%上げさせていただきました。

委員 それを審議したのは23年度ですよ。

事務局 はい。それはやはり経費回収率も視野に入っていたのですが、その当時は47%だったと思いますが、やはり使用料で賄わなければいけないものについては、もう少し上げたいというのが大きくありまして、24年度の時に上げさせていただいているということです。

今回につきましても、議論の中では色々あるかと思いますが、この32年度の時にピークが来てしまいますので、いかに少なくするかということで、ここで値

上げというか料金改定を検討していただきたいなという形です。

委員 例えば今回料金改定したとして、それがどのぐらいもつのですか。次回に料金改定するということも考えられるわけですか。

事務局 今回仮に値上げしたとしても、32年度の時に賄いきれるわけではないのですね。やはり負担が少なくなってくると言いますか、負担というのは運営の方の負担なのですが、それを維持していくためには少しでも減らしていきたいという形ですので、全て100%賄えるということではないです。

議長 具体的にどうなのかという話が出てきたので、事務局としてだいたいどのくらいを見込んでいるのかという、それを言ってもらった方が、それを踏まえて意見交換をした方がいいのかなと思います。大体いくらぐらいを考えていますか。

事務局 色々な考え方、ご意見もありますので、どの辺にするのということですが、先程ありました100%となったからどうなるかというのは次回に出させていただきますと思いますが、諮問の中でもありましたように、資料3を見ていただいて、運営側からみると少しでも高い方がいいのですが、なかなか納得していただける数字ではありませんので、最初はC：85%という一番高いのに行くのが運営上楽というか、運営上正しいのですが、なかなか理由付けができませんので、事務局としては、国の全国平均や国の指針にあります150円を目途にさせていただきたいと考えています。これでいくとB：80%というのがありますので、その辺を目途にさせていただきます。

委員 そうなると参考資料①ではどのくらいになるのですか。これ（資料3）は平均で出ているので分かりにくいのです。

事務局 細かいところを出すとまた細かくなってしまいますので、単純に三段階目のところ40～60㎡というところが150円ぐらいになります。それで改定率で言うと、ここで20.4%となっているところが13.1%となります。

事務局 各㎡数のところがありますので、総体で全体的に見て151円、13.1%に合わせていきたいと考えています。ですので、上り幅がそれぞれいくらになるか、というのは出ないのですが、その辺はまた、次回もしこの辺のところを絞れば出させていただきますいなと考えています。

議 長 前回の24年度の改定の時には20.4%のアップということですね。今回Bにした場合、13.1%のアップということですね。

事務局 そうですね。

議 長 町の方からこれぐらいを見込んでいますという意見が出ましたが、いかがでしょうか。

事務局 それで、今お手元にある参考資料①ですが、それぞれ利用者の方の人数というのは色々ありますので、24年度で言いますと20.4%から19.6%ですとか高いところ低いところ色々あるわけですけど、この辺もならした状態でどういう形がいいのかというのはまた議論が必要ですので、参考資料を作らせていただいて、参考に見ていただく必要があると思います。これでいきますと、前半の一番多いところをちょっと低く上げさせていただいて、使用量の多いところを上げ率としては高く上げさせていただいたところですよ。

委 員 今下水道の設備に対する流入量はどうなのですか。余っているのではないですか。

委 員 来年度から小田原市も酒匂の方に編入しますので、施設に対して9割ぐらいで、もうアップアップになってしまうので、今までは半分ぐらいだったのですが、28年の4月からは9割ぐらいになる見込みです。昭和57年から稼働してまして、もう30数年ですので、やはり老朽化が進んでいるのと、国からお金をもらって改築更新などをやっていますので、修繕費の方で値上げさせてもらっているのが現状です。不明水も、酒匂系は分流式と言いまして汚水と雨水を分けて処理をしているのですが、やはり大雨が降りますと分からないものがありまして、「オフィス」というこれは相模川の方ですが、計画水量という各市町が出しているのですが、それ以上は入れないよというようなやり方をしているのですが、酒匂系は分流式という考え方をもってやっているんで、そういうふうなことはやらないのですが、雨が降ると不明水はかなりあります。そうするとそれには処理単価を上げて処理しなければならないということになりますので、その辺で処理単価がかかってくるようになります。

事務局 今色々ご意見を出していただいているところですが、二宮町がどのぐらいかかっているか、またどのぐらい変えなきゃいけないのか、先程逼迫感というものが出ましたが、どういう状態なのかというのは具体的に分からないところがあります。

すけども、その辺も理由を考えさせていただきながら、参考資料②をご覧くださいませでしょうか。前回の資料で県下のランクも付けさせていただいた中で、24年度から料金改定をした市町村をまとめたものです。それぞれ各市の事情があると思うのですが、こういう形で料金改定をしています。平均的に見ますと、28年度の南足柄市は16.3%、27年度の三浦市は16.13%、26年度はだいたい10%台が多く、25年度は平均で11%、24年度が一番高く平均で14%ぐらい上げているという形です。各市町村3年ぐらいで見直しをしながらみていただいているということですので、先程から出ております現状では全て賄いきれていないというところがありますので、年々見直しをかけながらというのが現状です。

委員 一般的な主婦として考えると、やっぱり景気は上向いていても、そんなに感じていないところで、また料金が上がってしまうと、普通の家庭は結構きついなというのは現実問題としてあると思うのですね。ですので、なるべく上げ幅は小さくしていただきたいなというのはあります。

事務局 先程のBの使用料改定率13.1%、これを参考資料①の新的方の料金に一律にかけた場合に、どのぐらいになるかというのを計算しましたので報告します。基本料金は1,560円に対して1,764円、差額は204円です。16m³を超え40m³までは、116円に対して131円、差額が15円。40m³を超え60m³までは136円に対して153円、差額が17円。61から80m³は158円に対して178円、20円の増となり、以下170円に対して192円、22円の増、184円に対して208円、24円の増、198円に対して223円、25円の増、212円に対して239円、27円の増、227円に対して256円、29円の増になります。

議長 これは一律に13.1%をかけた場合ですよ。

事務局 はい。小数点以下は切り捨てていることをご承知おきください。

議長 参考までに事務局から13.1%上げた場合の料金が報告されました。

委員 町民として、環境汚染や海水汚染を防ぐのは義務なので、必要な経費であれば改定する必要があるかもしれないのですが、この審議委員会は、あくまでも値上げを認めるものではなくて、中身を色々審議するのが審議委員会ですので、だから今回の13.1%の改定案というのが、町民全体が納得できるような、要するにあなあでこのぐらいというのではなくて、はっきりと証明できるものがある、納得できるものがあるかどうかというのが一番大事だと思うのですね。それを町

民の方に大きくアピールして、しょうがないかというのであればいいのですが、この値上げ幅に対する理由付けができるかどうか、そのところが我々がここで審議する一番大事なものであると思います。ですから先程から色々話になっていますが、この改定幅に対する理由付け、これが一番大事になるのではないですかね。そうしないと、だいたいこのぐらい、しかし将来的にはもうちょっとというなんとなくアバウトな感じでは町民の皆さんは納得しないと思います。

でもこれを見ますと結構な値上がり幅ですね。平均37m³というのと、実際には40～60m³の間に入っているのではないかと思うのですが。

委員 理由付けでしょうね。どう考えたって上げなきゃということですよ。ただ、皆さんにどうしてと聞かれたときにざっくりばらんに資本費、汚水処理費ではなくもう少し細かな支出は出せないものでしょうか。公に町民全体に出すのではなく、我々の方にここにこれだけ使っているんだよという、どうも何かこうさっきのアバウト感というのが否めないですね。だから足りないよと言われても、本当にどこに何が足りないのかが分からないところがあります。それと、上げてばかりいると、同じ町内の中で接続している人としていない人の地区内での感情的な対立、表だって言わなくてもこっそり「うち接続していないんだ」という人がいますから、その町民感情まで考慮すればもう少しいい方向で、上げるにしても具体的な話がほしいです。

事務局 一番貴重なご意見と思っているのですが、やはり上げるにしろ住民の方に納得していただかないと、我々もそうですし、色々広報の面でやっていかないといけないこともあります。やはり全てを納得して、いくらでもいいよという方はいないと思いますが、先程から出ていますように、町民の皆さんにご理解いただけるように説明をしていきたいので、皆さんからも意見がいただけるとありがたいと思います。今委員が言われるように単語が分かりづらいものがありまして、我々もやっていて錯覚を起こしたり誤解を招いたりしていることもありますので、次回具体的な数字を出していけたら分かりやすくなるかと思えます。

委員 ここで審議するには数字でもいいんですけど、あんまり数字が一人歩きしますと、一般の方にはごまかされているようになっちゃうので、皆さん町民としても義務感はしっかり持っていると思うのですよ。だから、海もきれいになったし、河川もきれいになったし、これは必要だねということは分かっているの、そのためにどういうことをこれから先やらなければならないのかという非常に確固とした理由付けがあれば、それは納得していただける。数字が一人歩きしてごまかされてしまう、それはやっぱりまずいのではないかと感じます。

事務局 ありがとうございます。我々も資料作りの時にそこが一番気になるところで、この審議会は、先程もありましたとおり公開されている審議会ですから、資料というものが、公に出ています。そうすると、数字が一人歩きして皆さん自分のいのように解釈しているのですが、違った解釈をされて説明が追いつかないこともありますので、その辺で資料を出すのも慎重にしていることもありますので、分かりやすいような形でもう一回やらせていただきたいと思います。

委員 先程接続を上げるための色々なアイデアという話がありましたが、例えば今まで下水道がなかった時期の河川や海の汚染状況と現行、接続率が上がりましたのでこれだけきれいになりましたとPRするのはどうかと思いますが、これは生活環境課でしょうか。

事務局 メインは生活環境課になりますが、「下水道を整備したことによって」ということになると下水道課の方になります。ホームページに一番対象となるBODについては過去に数字を表にさせていただいており、当時はやはり10数%だったと思いますが今は4%程度だったと記憶していますが、そこまできていると。それは数字だけの話なので、どうかとは思いますが。

委員 思想操作をしてはいけないのですが、もう少し、「こんなにいいんだよ」という、環境基本計画の標語にもある「残していきたい」とか「伝えていきたい」とか、そこも絡めてもうちょっと町民に訴えるような形にして、ベースを作っておいて、じゃあやっぱり値上げですぬというふうに持っていった方が…

委員 前回のBODというのは非常によく分かりましたね。BODという言葉は一般の方には分かりにくい言葉かもしれませんが、要は水質がこれだけきれいになりましたよと。今度値上げすればもっとこういうふうになりますよというような、もっと気持ちに訴えるような、数字じゃなくてそういうふうなPRの仕方もあると思います。

事務局 だいぶ前の話ですが、葛川に鮎がきましたという記事を出させていただいたことがあります。

委員 今それこそEM菌の方たちの宣伝の方が凄すぎて、別に下水道に接続しなくてもEM菌をまけばいいじゃないという考え方が浸透しちゃうと、良いのか悪いのか分からないのですが、下水道の効果が大きいんだよということも必要ではないのかなと思います。

事務局 生活しているところで、五感に訴える部分というのは非常に大きいと思いますし、それを今度数字で表すというのは難しいところもありますが、やはり意識的な考え方・感覚というのがじわじわと出てくるというのが非常に大きいのかなと思います。

委員 先程の数字、10数%でしたっけ。方程式の答えを出すみたいに、これがこうでというのはなかなか難しいと思うのですが、そういう要望があったので努力していただきたいと思います。一般町民からすれば、前回24年度に20数%値上げしているのですよね、また3年でという感情というのはあるでしょうね。先程他の委員が言われたように、町民として素朴な疑問はあると思いますね。

委員 あまり色々なことがごちゃごちゃ出てくるとまとまりませんので、例えば今日の話であれば「13.1%来年度」ということも出てきていますので、それはそれとして一つの議題の本筋として、それを柱としてじゃあ13.1%来年上げるためにこれだけの理由付けがいるのだということを、例えば具体的に、「それは13.1%でないはずじゃない」など、やはり議論となる柱を持って来ないと、なかなかあれだこれだと議論していても数字ばかりがぐるぐる回ってまとまりませんのでね、次回もしこの議論を続けるのであればこの13.1%というのを一つの柱として、それに対する理由付けができてくれば、議論の中心になるのではないかなと思うのですがね。

議長 だいたい皆様の意見が出てきたのかなと思いますが、今出てきた意見を踏まえて事務局で適切な資料を作ってもらって、次回に臨みたいと思うのですが、その辺事務局よろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございます。今日のご意見を参考にさせていただきながら、今委員が言われたように、13.1%といますか、Bのランクを出させていただいていますので、その辺を中心にした理由が上手くできるか、我々事務局として出す理由と皆さんから出る理由というのがありますので、その辺が上手く議論ができればいいと思いますので、検討資料を用意させていただきたいと思います。

委員 数字だけではなくて、数字はここで議論していいのですが、それが一般の方に十分理解できるような表現の仕方も大事だと思います。

議長 それでは次にその他を議題にさせていただきたいと思います。事務局から何かありますか。

事務局 次回につきましては、前回予定させていただいております11月30日（月）午前10時から会場がころころ変わってしまいますが、今度は役場の会議室です。また同じように事前に資料等は送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、今回の議事録もできましたら送らせていただきますのでご確認をよろしくお願いいたします。

今日色々ご意見をいただきましたので、また次回参考となるような資料をご用意させていただきたいと思います。

議長 本日の予定議題は全て終了しましたので、進行を事務局に返します。

事務局 ありがとうございます。次回は第4回目になります。具体的な数値と分かりやすい資料を用意させていただいて、次回に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、長時間のご審議をありがとうございました。これもちまして、本日の運営審議会は閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

以 上